

# 憲法96条改定 なにが問題?

憲法研究者 小沢隆一さんに聞きました



文部省が1947年に発行した『あたらしい憲法のはなし』は「(憲法)かえる手づきは、げんじゅうにしておかなければなりません」と書いています

憲法96条の改定には、どんな問題があるのか。憲法研究者の小沢隆一さんにお聞きしました。



改憲の発議に必要な要件を、両院の「三分の二以上の賛成」から「過半数の賛成」に変えておいています。

改憲派は、日本国憲法について、「世界的見渡すべき従事の上院の下院の三分の二以上の賛成」で改定します。

各国でも厳しい憲法改定手続き	
各院の三分の二以上の賛成	
さらに	
4分の3以上の州議会などで承認	
各院の過半数の賛成	
さらに	
両院合同会議で三分の三以上の賛成	(ほかに国民投票を経る手続きも)
連邦議会の三分の二以上の賛成	
さらに	
連邦参議院の三分の二以上の賛成	
国会の三分の二以上の賛成	
さらに	
国民投票	

## 権力縛る役割を壊す 世界でも改定のハードルは高い

### 改憲を「国会議員の2分の1」で発議できるように緩和

### 改憲を「国会議員の2分の1」で発議できるように緩和

改憲を公然と掲げる安倍政権は、その第一段階として改憲手続きを定めた第96条の改定を狙っています。自民党だけでなく、日本維新の会などの改憲勢力も動きを加速させています。急浮上した「96条改定」。何が問題なのか。

田中一郎記者

## 安倍首相 国会で主張

自民、維新、みんな大合唱 民主議員も

安倍首相は、今国会が

96条は、憲法改定の手

国会が発議し、国民に提

本国憲法改正草案(昨年

96条は、憲法改定の手